

第 6 回 滋賀地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

傍聴を希望される方は、下記 5 の傍聴申込要領により、お申し込みください。

記

- 1 日 時 令和 7 年 11 月 14 日（金） 午前 10 時から
- 2 場 所 滋賀労働局 6 階共用会議室
- 3 議 題 滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る異議の申出について 他
- 4 傍 聴 者 5 名
- 5 傍聴申込要領

- (1) 傍聴を希望される方は、電子メールでお申し込みください。

電話及びファクシミリでのお申込みはご遠慮ください。

電子メールアドレス：chinginshitsu-shigakyoku@mhlw.go.jp



- (2) 電子メールの記載事項は、以下のとおりです。

- ・件名に「【傍聴希望】第 6 回 滋賀地方最低賃金審議会」
- ・傍聴希望者の ①お名前（ふりがな）、②所属（勤務先等）、③電子メールアドレス、④電話番号（市外局番も省略せず記載してください。）。

- (3) 申込締切日時：令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 5 時 00 分【必着】 です。

異議申出がない場合には、開催は中止となります。中止の場合は、連絡いたします。

- (4) 会場の収容人数に限りがありますので、傍聴希望者多数の場合は、事務局において抽選を行います。

抽選の結果、傍聴できなくなった傍聴希望者は、申込締切日の翌開庁日までに傍聴希望者の③電子メールアドレス宛てに電子メールでご連絡します（傍聴可能な方には通知等はいりません。）。中止の場合の連絡もメールにて行います。

- (5) 当日は、審議会開始の 10 分前までにお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。

なお、審議会当日は、お申込みいただいた傍聴希望者ご本人であることを確認しますので、「顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）」をお持ちください。

- (6) 複数名の申込みの場合であっても、傍聴希望者 1 名ずつ電子メールを送信してください。

6 その他

- (1) 傍聴者は、別紙 2 の「審議会傍聴に当たっての留意事項」を厳守してください。

- (2) 車椅子をお使いになられる傍聴希望者及び介助の方の付き添えが必要な傍聴希望者は、その旨をお申込みの際にお書き添えください。

また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前（ふりがな）も併せてお書き添えください。

- (3) 電子メールアドレスを所持していない傍聴希望者は、事務局までご連絡ください。

【担当】 滋賀地方最低賃金審議会事務局

滋賀労働局 労働基準部 賃金室

電話：0 7 7 - 5 2 2 - 6 6 5 4

審議会傍聴に当たっての留意事項

会議の傍聴に当たり、次の事項を遵守してください。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局が指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません。
※あらかじめ撮影等を申込まれた場合は、事務局が指定する部分に限って写真撮影などをすることができます。
- 4 会議の妨げとならないよう静かにしてください。
- 5 審議会委員等の言論に対し、賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 はちまき、ゼッケン、ヘルメット、たすき、腕章等は会場内では着用できません。
- 7 旗、ビラ、プラカード、凶器、その他危険と思われる物又はその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方の傍聴はお断りいたします。
- 8 酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 9 飲食等はできません。
- 10 会議途中での入退室は、やむを得ない場合のみとします。
- 11 その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従ってください。

滋賀地方最低賃金審議会事務局